

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

1 日時

平成24年3月1日（木曜日）

午前10時4分開会、午後2時14分散会

（うち休憩 午後0時4分～午後1時2分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、工藤大輔委員、大宮惇幸委員、郷右近浩委員、
名須川晋委員、千葉伝委員、吉田敬子委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、高橋担当書記、山舘併任書記、漆原併任書記、佐藤併任書記

6 説明のため出席した者

東大野農林水産部長、高前田理事、橋本副部長兼農林水産企画室長、
徳山農政担当技監、須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、
寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、立花競馬改革推進室長、
沼崎技術参事兼農村計画課総括課長、小岩農林水産企画室企画課長、
高橋農林水産企画室管理課長、大友団体指導課総括課長、
小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、工藤農業振興課総括課長、
千田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、小野農産園芸課水田農業課長、
山田畜産課総括課長、渡辺畜産課振興・衛生課長、佐野林業振興課総括課長、
藤川森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、
石田水産振興課漁業調整課長、大村漁港漁村課総括課長、
菅原競馬改革推進室競馬改革推進監、佐藤競馬改革推進室特命参事、
平野競馬改革推進室特命参事

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第65号 平成23年度岩手県一般会計補正予算（第10号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費

第1目 農地総務費

第2目 土地改良中 農林水産部関係

第3目 農地防災事業費

第4目 農地調整費

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

第4項 庁舎等施設災害復旧費

第1目 庁舎等災害復旧費中 農林水産部関係

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

第4項 庁舎等施設災害復旧費中 農林水産部関係

第3条第3表中

1 追加中 7～9

- イ 議案第67号 平成23年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第2号）
- ウ 議案第68号 平成23年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）
- エ 議案第69号 平成23年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）
- オ 議案第70号 平成23年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）
- カ 議案第80号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第81号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて
- ク 議案第94号 森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例
- ケ 議案第95号 森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例
- コ 議案第103号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関する議決を求めることについて

9 議事の内容

○高橋昌造委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。これより本日の会議

を開きます。本日は、お手元にあらかじめ配付いたしております日程のとおり、議案 10 件について審査を行います。

初めに、議案第 65 号平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 10 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち、農林水産部関係並びに第 11 款災害復旧費、第 1 項農林水産施設災害復旧費及び第 4 項庁舎等施設災害復旧費、第 1 目庁舎等災害復旧費のうち農林水産部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費並びに第 11 款災害復旧費、第 1 項農林水産施設災害復旧費及び第 4 項庁舎等施設災害復旧費のうち、農林水産部関係並びに第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 7 から 9、議案第 67 号平成 23 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 68 号平成 23 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 69 号平成 23 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 70 号平成 23 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 80 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第 81 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上 7 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案（その 3）の冊子でございます。議案（その 3）の 1 ページをお開き願います。議案第 65 号平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 10 号）であります。7 ページをお開き願いまして、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、農林水産部が所管する予算は 6 款農林水産業費の補正予算額 84 億 3,235 万 9,000 円の増額のうち県土整備部所管の 1,137 万 6,000 円の減額を除いた 84 億 4,373 万 5,000 円の増額と、9 ページの 11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費の 670 億 5,728 万円の増額及び 4 項庁舎等施設災害復旧費の補正予算額 11 億 4,677 万 1,000 円の減額のうち 8,399 万 3,000 円を増額しようとするものであります。今回の補正は、事業費の確定に伴う所要の補正を行うほか、国の 3 次、4 次補正予算を含めた被災地の復旧、復興に取り組むための事業予算を措置しようとするものであります。大震災津波被害の対応に県の人的資源や財源を振り向けるため、今年度事業休止または縮減することとした事業につきましても今回の補正で整理したところであり、震災対応以外の予算では 76 億 5,945 万円の減額補正となりますが、震災対応予算では 832 億 4,445 万 8,000 円の増となりますので、補正総額は 755 億 8,500 万 8,000 円の増額補正となります。この結果、当部で所管する一般会計予算額は、補正前の予算額と合わせて 2,860 億 2,750 万 5,000 円となり、このうち震災対応分は 2,310 億 5,903 万 6,000 円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業別の金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明申

上げます。

予算に関する説明書の135ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費がありますが、1目農業総務費は6,922万9,000円の減額で、その主なものは農業委員会運営費補助や説明欄中ほどのいわて農林水産業6次産業化推進事業費で、事業費の確定等によるものであります。

次に、136ページをお開き願いまして、2目農業金融対策費は3,863万2,000円の減額で、農業経営改善促進資金貸付金など農業関係貸付金の融資実績の確定等によるものであります。

3目農業構造改善対策費は910万7,000円の減額で、その主なものはふるさと雇用再生特別基金を活用した都市農山漁村交流拡大事業費の確定等によるものであります。

次に、137ページにまいりまして、4目農業改良普及費は7,556万7,000円の減額で、その主なものは人件費など農業改良普及センターの管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

5目農業振興費は28億2,783万8,000円の増額ですが、その主なものは138ページをお開き願いまして、説明欄の中ほどの東日本大震災農業生産対策事業費で、国の補助対象事業拡充に伴い共同利用施設の新設等への支援に要する経費について増額しようとするものであり、6目農作物対策費は1億541万5,000円の減額で、その主なものは説明欄一番下の強い農業づくり交付金であり、国の採択とならなかったものなど事業費の確定等によるものであります。

次に、139ページにまいりまして、7目畑作振興費は3,146万6,000円の減額で、その主なものは説明欄三つ目の県北・沿岸施設園芸団地形成支援事業費補助であり、震災により沿岸地域での事業実施が困難となったことによる減額等であります。

8目北上奥羽山系開発費の11万5,000円の増額は広域農業開発事業償還金の一部繰上償還に伴うものであり、9目植物防疫費は60万4,000円の減額で、病虫害防除対策指導に要する経費の確定等によるものであります。

次に、140ページをお開き願います。10目農業協同組合指導費の143万5,000円の減額は、農業協同組合の指導監督等に要する経費の確定によるものであり、11目農業共済団体指導費の38万6,000円の減額は農業共済組合の指導等に要する経費の確定によるものであります。

12目農業研究センター費の7,859万7,000円の減額は、管理運営に要する経費や国及び独立行政法人から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであり、141ページの13目農業大学校費945万円の減額は、管理運営に要する経費の確定によるものであります。

次に、143ページをお開き願います。2項畜産業費であります。1目畜産総務費の3,479万8,000円の減額は、国庫補助を受けて購入した牛のうち事故等により移動があったもので、国庫補助金の返還を要するものに係る償還金の確定等によるものであります。

2目畜産振興費は1億8,235万6,000円の増額ですが、事業費の確定等によるもののほ

か144ページをお開き願ひまして、説明欄の下から二つ目、強い農業づくり交付金は国の4次補正に対応し、畜産物共同利用施設の整備に要する経費について補助しようとするものであり、その下の東日本大震災農業生産対策交付金は、震災により生乳生産基盤及び販売に影響を受けた地域において速やかな生乳生産の復旧を図るため、乳用牛の導入等を支援しようとするものであります。

次に、3目草地対策費は3億2,421万2,000円の増額ですが、国庫の追加配分に伴う畜産基盤再編総合整備事業費の増及び団体営畜産経営環境整備事業費補助の確定等によるものであり、145ページにまいりまして、4目家畜保健衛生費は138万8,000円の減額で家畜伝染病予防費等に要する経費の確定等によるものであり、5目農業研究センター費は3,705万1,000円の増額で、畜産研究所及び種山畜産研究室の管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に、147ページをお開き願ひます。3項農地費であります。1目農地総務費は66万2,000円の減額で、人件費等管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

2目土地改良費であります。補正額17億6,562万9,000円の減額のうち、当部の所管に係る補正予算額は17億5,425万3,000円の減額であります。この主なものは説明欄五つ目の農道整備事業費及びその下の経営体育成基盤整備事業費、さらに148ページにまいりまして、中ほどの国営土地改良事業費負担金など事業費の確定等によるものであります。

3目農地防災事業費は7億9,052万7,000円の減額ですが、これは説明欄の中ほどの農用地災害復旧関連区画整理事業費について、事業開始年度を平成24年度に変更し、今年度事業費を減額するもののほか事業費の確定等によるものであります。

4目農地調整費は137万2,000円の増額で、その主なものは人件費等管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に、150ページをお開き願ひます。4項林業費であります。1目林業総務費は1億4,450万2,000円の増額で、その主なものは説明欄四つ目の県有林事業特別会計繰出金の確定等によるものであり、2目林業構造改善対策費は98万4,000円の減額で、震災に伴い林業・木材産業構造改革推進事業費の実施を休止したこと等によるものであります。

3目林業振興指導費は94億5,943万6,000円の増額で、その主なものですが、説明欄の下から五つ目、森林整備加速化・林業再生事業費は、国の森林整備加速化・林業再生事業費補助金を受けて基金を積み増ししようとするものであり、152ページにまいりまして、中ほどの木材加工流通施設等復旧対策事業費は、被災した木材加工流通施設設備の復旧に要する経費について補助しようとするものであります。

次に、4目森林病虫害等防除費は645万6,000円の減額で、松くい虫等防除事業費の事業費確定等によるものであり、5目造林費は4億6,445万8,000円の増額で、国の3次補正に対応した森林整備事業費補助の増額等であります。

6目林道費は785万7,000円の増額ですが、これは国の3次補正に対応した林道整備事業費の増額及び事業費の確定等によるものであります。

次に、154 ページをお開き願いまして、7 目治山費は 6 億 6,173 万 5,000 円の減額ですが、これは治山事業費及び県単独治山事業費において震災により事業の一部を休止したこと等によるものであります。

8 目林業技術センター費は 1,633 万 5,000 円の減額で、人件費等管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に、156 ページをお開き願いまして、5 項水産業費であります。1 目水産業総務費は 6,130 万 3,000 円の増額で、人件費のほか、国庫補助金返還金等、管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に、157 ページにまいりまして、2 目漁業構造改善対策費は 1,104 万 3,000 円の減額ですが、これは水産経営総合改善事業費が震災により実施できなくなったこと等によるものであります。

3 目水産業振興費は 20 億 3,334 万 8,000 円の減額ですが、これは震災による事業休止等による減、及び 158 ページをお開き願いまして、説明欄の中ほどの漁場復旧対策支援事業費の確定等によるものであります。

4 目水産業協同組合指導費は 1,289 万 2,000 円の減額で、その主なものは漁業近代化資金利子補給及び漁業経営維持安定資金利子補給等の事業費の確定によるものであります。

5 目漁業調整委員会費の 168 万 7,000 円の増額及び 6 目漁業調整費の 870 万 6,000 円の増額、7 目漁業取締費の 1,688 万 1,000 円の減額、さらに 160 ページにまいりまして、8 目水産技術センター費の 7,203 万 3,000 円の減額、9 目内水面水産技術センター費の 26 万 6,000 円の減額はいずれも人件費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

161 ページにまいりまして、10 目漁港管理費は 1 億 3,397 万 6,000 円の減額であります。管理対象施設の被災状況から、管理運営経費のほぼ全額を減額するものであります。

次に、11 目漁港漁場整備費は 8 億 9,028 万 7,000 円の増額となっておりますが、地域水産物供給基盤整備事業費や広域漁港整備事業費など震災による事業休止等による減のほか、162 ページをお開き願いまして、説明欄の中ほどの漁場復旧対策支援事業費は、事業費の確定等による減であり、漁港機能復旧事業費は国の補助事業が拡充されたことに伴い、災害復旧事業と連携して漁港施設用地のかさ上げなどの改良復旧工事を行おうとするものであります。

次に、大きく飛びまして 209 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費は、被災した農地及び農業用施設等の災害復旧のため、37 億 5,782 万 9,000 円を増額しようとするものであり、2 目林道災害復旧費は 6 億 6,889 万 9,000 円の増額、210 ページをお開き願いまして、3 目治山災害復旧費は 3 億 8,605 万円の増額であります。被災した林道施設及び治山施設等の災害復旧事業費の確定等に伴いそれぞれ増額補正しようとするものであります。

次に、211 ページにまいりまして、4 目漁業用施設災害復旧費の 27 億 1,232 万 8,000 円

の増額及び5目漁港災害復旧費の374億3,099万円の増額は漁場及び漁港の災害復旧に要する経費をそれぞれ増額しようとするものであります。

212ページをお開き願います。6目水産業用施設等災害復旧費は223億2,650万5,000円の増額ですが、その主なものは説明欄の中ほど水産業経営基盤復旧支援事業費であり、被災した養殖施設や荷さばき施設、加工施設等の共同利用施設の本格的な復旧整備への補助に要する経費を補正しようとするものであります。

7目林業用施設等災害復旧費は2,628万6,000円の増額で、震災により流失した林野火災用消火資機材の再配備を行おうとするものであり、8目水産養殖施設災害復旧費は2億5,160万7,000円の減額で、事業費の確定に伴う減額補正であります。

次に、218ページをお開き願います。218ページでございます。4項庁舎等施設災害復旧費の1目庁舎等災害復旧費ですが、説明欄下から四つ目、当部所管分は8,399万3,000円の増額で、その主なものは水産技術センター大槌研究室基礎杭等解体工事を実施しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）の冊子に戻っていただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の表中、当部の所管は13ページから16ページまでの6款農林水産業費の320億5,798万6,000円及び21ページの11款災害復旧費、22ページをお開き願いまして、1項農林水産施設災害復旧費の1,736億5,048万8,000円並びに4項庁舎等施設災害復旧費のうち24ページの2行目になりますが、水産技術センター施設災害復旧事業の15億4,146万6,000円の計2,072億4,994万円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。これは、災害査定や国との調整結果によるもののほか、計画調整や工法検討などに不測の日数を要し、年度内完了が困難になったことなどによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。25ページをごらん願います。第3表債務負担行為補正の1追加の表中、7治山事業から9国営土地改良事業費負担金までの3件が当部の所管であり、7の治山事業と8の漁港施設災害復旧事業は平成23年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、また9の国営土地改良事業費負担金は森林総合研究所営土地改良事業に係る県及び地元負担金の支払いについて、いずれもそれぞれ期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。34ページをお開き願います。議案第67号平成23年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,029万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億920万1,000円とするものであります。これは貸付金の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、37ページをお開き願います。議案第68号平成23年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ3億3,861万1,000円増額し、予算の総額をそれぞれ40億975万6,000円とするものであります。これは国の3次補

正に対応した県有林事業費の増額と県有林施設災害復旧費の事業費確定による減額補正であります。

次に、40 ページをお開き願いまして、第2表繰越明許費であります。これはただいま御説明いたしました県有林事業費について、県行造林造成事業及び模範林造成事業並びに公営林造成事業をそれぞれ翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、41 ページをごらんいただきまして、議案第69号平成23年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出それぞれ1億9,618万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ11億5,061万3,000円とするものであります。これは貸付金及び償還金の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、44 ページをお開き願います。議案第70号平成23年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)についてであります。45 ページをごらんいただきまして、歳入中1款繰入金、1項一般会計繰入金を79万9,000円減額し、3款諸収入、2項雑入を79万9,000円増額とする財源補正をするものであります。これは資金の運用益の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明を申し上げます。75 ページをお開き願います。議案第80号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業ほか4事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、78 ページをお開き願いまして、議案第81号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは国営土地改良事業の農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益町村に負担させようとするものであります。

以上で予算関係議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 それぞれ事業費の確定に伴う減額補正、またプラスの予算計上ということで、今説明をいただきましたが、まずプラスのほうの水産関係でお伺いしたいと思います。今回の補正予算でもかなりの額が計上され、復旧に向けて動いているわけですが、これらによって計画上何%ぐらい復旧する見込みなのか。そして、新年度、またその次の年度と、どのような計画性を持って復旧に取り組まれようとしているのか、基本的な考えで結構ですのでお示してください。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 予算の増額で大きいのは先ほど御説明がありました水産業経営基盤復旧支援事業等であります。これは養殖施設あるいは荷さばき施設、加工施設等の共同利用施設、それから漁船の保全修理施設等の復旧、整備への補助に要する経費が計上されていて、補正額が大きくふえているわけであります。これまでいろ

んな予算をつけていただいて、事業をやってきたわけでありますけれども、まず漁船につきましては1月末現在で新規漁船登録数が3,012隻で、なかなかふえてはいない状況でございますが、今の造船会社の設備等の規模から見て、いろいろ国にお願いして頑張れるところまでやっていただき、予算上計画している数に向かって来年度も努めていきたいと思っております。養殖施設は約2万6,000台が被災したわけでありますが、1月末現在で9,303台が復旧しております。そのほか定置網は1月末現在135カ統のうち62%に当たります84カ統が操業を再開いたしました。市場は県内13市場あるわけでありますけれども、建物の修繕、機器の整備などを実施することによって、12市場が開場して、それぞれ生産から流通まで事業を実施してきたところであります。

○工藤大輔委員 その中で、例えば漁業経営では、やはり定置の復旧は非常に大切だと思います。この間までの説明では、すべて復旧している状況ではないとのことでしたが、それを踏まえて経営の基本となる定置の状況をお示してください。それとつくり育てる漁業という観点からも、先般の本会議の質問で答えていただいたのですけれども、実際にはウニ、アワビにしても数年間穴があいてしまう時期があると。また、稚魚等についても、サケはもう内示をもらったので各組合長は安心しているところがあるようなのですが、その他の魚種等については稚魚の生産基盤もまだ整わないと。去年の話では、例えば青森県からヒラメの稚魚をもらったり、その他の地域から支援をもらいながら放流事業を進めていくとのことですが、実際に県内で生産できない期間、他の力をどうしてもかりなければならないと思うのですが、それについてどのような対応をとっていくのかお示してください。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 まず、つくり育てるウニ、アワビの施設については、予算をいただきまして、種市の施設あるいは大船渡の施設について、今後、設計や工事をして手当てしていくわけでありますけれども、なかなかすぐには復旧できない状況です。しかしながら種市の施設においては、仮施設を用意してウニ100万個を来年度放流できるようにしたいと思っておりますし、それからアワビにつきましては、大船渡の施設の復旧に時間がかかりますことから、他県から15万個、あるいは国の事業を活用して、水産技術センターにおいても生産を進め、来年度放流していければと思っております。なかなか少ない中ではありますけれども、他県からいただけるものはいただくなど、できる限りのことをやっていきたいと思っております。ただ、他県も本県もそうでありますけれども、やはり自分たちの県の放流すべき量の生産が基本でありますので、従前どおりの数量を確保するのはなかなか厳しいと思っております。また、ヒラメについても同様に他県といろいろ調整しております。アユにつきましては先般秋田県から約100万尾を本県の内水面漁連で購入いたしまして、今中間育成をしている状況でございます。また、サケについては、ふ化場の応急的な施設整備、それから国の3次補正予算を活用した復旧整備について、今準備を整えており、今春には3億9,000万尾弱（後刻「2億9,000万尾」に訂正）の放流数を何とかクリアしたいと思っております。

○工藤大輔委員 いずれ生産体制をどう整えるかということが非常に大事なことで、

他の地域の養殖をどのように確保できるか、そしてどの地域に何を放流するかという調整も非常に求められていると思います。県内生産できない期間が数年間続きますので、できる限りの対応をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、予算に関する説明書の152ページにも原木シイタケであったり、また放射性物質関係の事業が載っているわけですが、先般資料提供いただいてシイタケや水産物の放射性物質の調査結果が出たわけであり、最初ぱっと見たときに、ふっとまず安心感があったわけですが、4月1日からの新基準適用を考えると、内水面関係でも砂鉄川、矢作川で放射性セシウム100ベクレルを超えてしまっているものが出てしまっていると。他の河川の状況はどうなのかということもひとつありますし、またこれから雪解け水が流れることによって、放射性物質が河川も含めて地下経路を流れてたまっていくのではないかと、という心配もあります。また、アユの関係でいいますと遊魚もどうなるのか。早いところで3月ぐらいから解禁になると思いますが、放射性物質がたまった藻などをどんどん食べていくことによって、経営ができなくなる、営業ができなくなるのではないかと、いう心配も強いわけですが、解禁に向けてどのような調査をされているのかということと、あとシイタケも放射性物質が出てしまいましたが、その後東京電力からどのような話がされているのか、賠償に対する基本的な考えなど、調整も既に始まっていると思いますので、それらの状況について、まずお示しください。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 放射性物質の問題の前に、先ほどサケの放流稚魚の関係で、私3億9,000万尾と言いましたけれども、訂正させていただきたいと思えます。2億9,000万尾です。申しわけございません。

それから、今の放射性物質の関係で、淡水魚について、3月1日一きょうからアユ、ヤマメ等の解禁ということで、これに先立ち、県といたしましては内水面水産技術センターが試料採取してウグイ、イワナ、ヤマメを測定したところであります。その結果につきましては、それぞれ現在の基準の500ベクレルを下回ってはおりますけれども、4月1日から適用される予定の100ベクレルという基準よりは上回った数値が出ております。

現在矢作川、砂鉄川及び気仙川を調査いたしました。今は雪でなかなか採捕が難しいところがございますので、そこら辺を勘案しながら、遊漁者も来るとは思いますが、今後検査してまいりたいと思っております。

○佐野林業振興課総括課長 今般のシイタケの放射線被害に係る東京電力への賠償請求についてでありますけれども、本県産シイタケにつきましては二つの主要な集出荷団体がございます。それぞれ損害賠償請求のための組織をつくっております、JA系統、それから森林組合連合会系統、それぞれ賠償請求に向けた活動を行っております。県では、これら二つの協議会にアドバイザー、またはオブザーバーとして参加しております、その活動への支援、それから両団体間の調整などを進めております。

また、風評被害に関する賠償請求が円滑に進むように原子力損害の判定等に関する中間指針への本県農林水産物の追加を行っていただくよう国に対して要請しているところでござ

ざいます。

東京電力からの具体的な提示等につきましては、これは両協議会との関係で進むものでございまして、県としては今申し上げたような考え方で支援してまいりたいと考えております。

○石田漁業調整課長 先ほどの水産関係の質問の中で、定置網の復旧状況について若干答弁漏れがございましたので、追加させていただきます。

定置網の復旧につきましては135カ統ありますうち、今年度84カ統、約6割が復旧しております。残りについては、平成24年度に鋭意支援してまいりたいと思っておりますけれども、ただ今年度各定置網の経営体に調査しましたところ、今年度の復旧見通しは86カ統という要望がございましたので、今年度現在84カ統まで復旧しましたので、ほぼ事業主体の要望に合うような形で復旧が進んでいるものと考えております。

○工藤大輔委員 新基準適用について内水面の話です。新基準が適用される4月1日を迎えた時点で100ベクレルを超える魚等がその現場にあるということは、営業にもかかわってくると思います。もう一月後の話ですので、出た時点で営業ストップなのか、関係者にも明確に、また来られる方にはより明確に伝えなければならないと思いますが、その方針についてお示しください。また他の河川の状況調査も早急に進めなければならないと思いますが、現在進めているのであればその状況と結果をお示ししてもらいたいと思います。またシイタケの関係ですけれども、県がどのような方針で対応するかということとはよくわかっています。私が聞きたいのは、東京電力から実際にどのような話が現在示されているのかということです。被害が出てしまった現物については賠償しますというのは当然の話だと思います。出荷停止になったものも賠償の対象となりますというのも当然の話だと思います。その他のことについて、この間東京電力から話があったのか、全くなかったのか、東京電力とどのような交渉をしたのかということを知りたいのです。その点についてお示し願います。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 内水面の関係ですけれども、先ほどから間違っただけで申しわけありません。イワナ、ヤマメが3月1日からの解禁と言ったつもりだったのですが、アユ、ヤマメと言ってしまったようですので、イワナ、ヤマメに訂正させていただきたいと思っております。

それから、ただいま4月1日から基準100ベクレルということになれば、超えた場合はどうするのかというお話ですけれども、やはり遊漁の自粛要請という形で要請していくことになるかと思っております。

それから、今気仙川水系と砂鉄川で調査したわけでありましてけれども、4月1日から自粛要請をするかどうかを判断するためにも、その他の河川の水系にも調査範囲を拡大しながらモニタリングしていきたいと思っております。この際はやはり関係する市町村や漁業団体と協議を進めて対応していきたいと思っております。

○竹田林務担当技監 シイタケの放射性物質被害に関する東京電力への賠償請求でござ

いますけれども、先ほどお答え申し上げましたとおり、基本的にJA系統と県森林組合連合会系統の協議会を通じて東京電力に賠償請求の取り組みを行っている状況でありまして、委員御質問のこういった状況にあるかということについては、当事者間のやりとりとなりますので、県としてはまだ正式にはお聞きしていない状況でございます。

○**工藤大輔委員** 内水面の関係もよろしくお願ひしたいと思います。

賠償の関係です。正式に聞いてないということは何か聞いているのですか。何かちょっとよくわからなくて、県がかかわってないようにも言っておきながら、正式には聞いてないということは、何か聞いているのかなという感じがしましたが、いずれこれは一関市から原木の生シイタケも100ベクレルを超える数値が出ていたり、あと実際関係者からは4市町だけの話ではないと伺っています。たまたま見つかった場所が4市町にかかわったものでありますので、自治体名を挙げるのは問題がありますのでちょっと伏せますけれども、近隣の自治体産のものでもほぼ同じ状況なのではないかと。また、自分たちのところは大丈夫だと思っていたけれども、まさに寝耳に水の話で、思ってもいないところから出てしまったということもあります。関係者は非常に危惧している状況ですので、どんどん情報提供して、この部分は補償されるというものがあれば、やっぱり伝えていくべきだと思うのです。この件についてまた改めてお伺ひします。

○**東大野農林水産部長** シイタケの東京電力からの損害賠償の提示の件ですけれども、東京電力からはまだたたき台的なものしか協議会に提示がございません。その内容については出荷制限されているところ、出荷自粛しているところにはもちろん在庫分の内容も含まれてございますけれども、その他の点についてはまだ東京電力側とやりとりしている段階で、ここでこの範囲は大丈夫だとか、この辺はまだだとか、具体的に言えるような状態ではございませんので、東京電力とそういったやりとりをしているということだけお話しします。

あともちろん今委員お話のように出荷自粛を要請している市町村だけが被害を受けるわけではなく、岩手県産ということで県全体に被害が及ぶという認識はもちろん我々にもございますので、中間指針に盛り込むことはもちろんそうですが、東京電力に対しても出荷自粛をしているところと同じような取り扱いをしてもらえるよう要請もしてございます。ただ、そういった点はまだやりとりの段階で、どこまでというお話は今の段階ではちょっとできない状況です。

○**工藤大輔委員** 県の今後の調査の方向性も含め先般も早急に示していただいたことは本当に評価するところであります。あとは賠償請求がどうなるのか、再生産につながる体制をどのような形で進めるのかということをしつかり詰めなければならないと思います。もう今月の話だと思いますけれども、県としてはいつまでに実際に話を固めて4月1日以降を迎えようとしているのかお答えいただきたいと思いますし、これはもうシイタケだけの問題ではなくて、シイタケで出たのであれば野菜もだとか、実際まきなんかもそうですよね。燃やした灰の問題もありますし、これはもう農林水産部がかかわるあらゆるものに

派生して、これからの数年間、生産、賠償、調査など、切っても切り離せない問題であります。それだけ大きい問題だということ、そしてそれに対して生産現場が非常に混乱しているということを理解されているとは思いますが、その現場の声に沿うような強い対応をこれからは県はやり続けなければならないと思うのです。改めてお伺いします。

○東大野農林水産部長 放射性物質関係の対応でございますが、今までも牛肉関係について、本県で出荷制限を受け、その対応を精いっぱいやらせていただいております。今回シイタケについても出荷自粛を要請しなければならない状況に立ち至っております。4月以降も基準値が100ベクレルに下げられるということであれば、影響が引き続くという状況であると認識しておりますし、生産者の方々も将来に向かってどうしていくか不安な状況にあることは重々承知しておりますので、集出荷団体あるいは国、東京電力に対して言うことは言いながら対策を講じていくということで臨んでいきたいと思っております。

それから、野菜につきましては、県が実施した検査では、新しい基準値となる100ベクレルを超過するような事例は生じておりませんが、2月に放射性物質の影響を防止するためのマニュアルを作成させていただきました。それを現在周知を図っているところでございますので、検査ではそういう状態でしたが、できるだけ影響が及ばないような手立ても講じながら取り組んでまいりたいと思っております。

○工藤大輔委員 いずれ4月以降になれば山にはさまざまなキノコ類が出てきますし、タラの芽だとかいろいろなものが出てきて、それをとって食べる、販売するような状況にもなってきます。暖かくなるにつれて、また新たな課題が出てくるわけですので、それらも見据えて国、また東京電力としっかりと協議をしなければなりませんし、当然県とすれば先に明確な方針を決めておかなければならないと思っておりますので、先ほど言った強い姿勢を持ってこれからもこの問題に取り組んでもらいたいと思っております。そしてはっきり決まっていなければ結構ですけれども、東京電力も含めていつまでにこの話を取りまとめようとしているのか、お答えがあれば結構ですのでよろしくお願い申し上げます。

○東大野農林水産部長 国に対してもさまざまな早期提示を求めています。東京電力に対しても損害賠償をどのようにするかやりとりをしているわけですけれども、現在のところ明確な時期をお話しできるような状態にはございませんが、引き続き相手方に対して早期提示を求めて対応してまいります。

○大宮惇幸委員 私からは、林業振興指導費の中の新規事業とも言われる木材加工流通施設等復旧対策事業費について56億3,900万円余が計上されているわけですけれども、まずこの事業の中身をわかりやすく説明いただきたいと思います。

○佐野林業振興課総括課長 この木材加工流通施設等復旧対策事業費でございますが、これは国の3次補正予算を活用いたしまして、1次補正で早期に復旧可能な部分の緊急復旧を行ったわけですが、今般の3次補正におきましては本格的な施設設備の復旧、復興のための国からの予算がございます。この予算を活用いたしまして、本格的な復旧、復興を希望する事業体からの要望をいただき、その要望に基づいて、要望額として国に上げている

額をまとめて計上したものでございまして、いわゆる県費の積み足し等がない部分でございまして。現在国、事業者、県の三者でさまざまな調整が行われておりまして、今後その事業が実施されるかどうか決まっていくという仕組みでございまして。

○大宮惇幸委員 そうしますと今の説明によると国、県、事業者、三者で協議中という理解でいいですか。その協議の完了はいつごろをめどにしていますか。

○佐野林業振興課総括課長 これは繰越明許費にも計上させていただいておりますが、年度内に完了することはできない事業ですので、それらも見据えて国等のスケジュールからすれば3月中ほどあたりには決定していかなければならないと考えております。

○大宮惇幸委員 この事業者と国、県の話が成立すれば県内の木材の流通なり、あるいは県産材の活性化等に大きく役立つ事業だと思いますので、できるだけこの事業は速やかに進めてほしいなと思います。ちょっと関連して、震災によって大船渡の大きな事業所が流失されたわけでありまして、それとの関連があるのかなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○佐野林業振興課総括課長 前段の部分、国あるいは事業者との調整についてはできるだけ早急に詰めてまいりたいと考えております。

大船渡地区の大きな工場が再建を断念したということで、県内の原木の供給先が失われる、あるいは原木の円滑な流通が停滞するということを私どもも非常に危惧しておりまして、今申し上げたような国からの助成の予算等を使いながら早期に回復できるように県としてもさまざまな手立てで支援をしていきたいと考えております。

○大宮惇幸委員 我々にも林業団体から強く要望されておりますけれども、やはりこういう大きな問題は、事務的な判断も必要だと思いますが、私はある意味で政策判断も必要ではないかと思います。部長さん、御見解をお願いいたします。

○東大野農林水産部長 今林業振興課総括課長が申し上げましたとおり、本県で素材の行き先が失われたということについては、私どもも非常に危機感持っておりまして、それを何とか回復しなければならないということで、さまざま動いてございます。とにかく素材流通を回復させるということで取り組んでまいりたいと考えておりました。

○大宮惇幸委員 しっかりとした取り組みをしていただいて、一日も早い事業の実施を期待して、またお願いをして終わります。

○吉田敬子委員 私からは、森林林業の再生の関係で質問させていただきたいのですが、まず一つ、今回の補正予算でも林道整備、路網整備の関係でいろいろ予算に変化があるのですが、今年度の林道整備、路網整備の成果と課題を伺えればと。よろしく申し上げます。

○藤川森林整備課総括課長 今年度の林内路網の整備についてでございますけれども、いろいろ国の事業を使いまして、主に森林整備事業と、あと森林整備加速化・林業再生事業の二つを進めております。今年度で大体60キロ程度（後刻「約72キロ」に訂正）の路網整備、ほとんど森林作業道でございまして、その整備を進めております。

○吉田敬子委員 これまでの委員会でもいろいろ質問と要望をさせていただいているの

ですが、再生可能エネルギーを県でもどんどん推進していくためには、林道の整備、路網整備が私は大きな課題なのではないかと考えておりますので、ぜひこれからも期待しております。

もう一つ、森林整備加速化・林業再生事業費の点でお伺いしたいのですが、多分終わったと思うのですがけれども、木質系災害廃棄物等の活用可能性調査が行われていたと思います。今も岩手県内の瓦れきの広域処理が進まない中、木質系の瓦れきを何とか利活用できないかということで調査が行われたと思います。これは岩手県の農林水産部の担当の方も出席されていたと伺っています。今回国の3次補正でも何か使えたらということで調査もされていたと伺っているのですが、この調査と今回の補正予算で何か変わった点、もしくはこの調査を踏まえて今後どのようにされていくのかをお伺いします。

○竹田林務担当技監 まず、今御質問のあった可能性調査について、木質系瓦れきの処理を当面の目的としつつ、将来的には間伐材あるいは未利用として林地に残っている木材までも見据えた、木質バイオマスを利用する施設の県内立地について、国が調査機関に委託して調査を行ったものでありまして、本県のほかにも青森県、宮城県、福島県でも調査が行われています。委員御指摘のとおり、当面は木質系瓦れきの処理という目的ではありませんけれども、将来的には林業の間伐材とも連動できる、そういった大型の施設があれば本県の林業振興にも通じるということで、我々もその調査に大変期待しております。今回の補正予算と調査の関係でございますけれども、国では3次補正の中に、この調査に基づくバイオマス関係施設の整備に対する補助を盛り込んでおり、本県においてもその調査に基づいて施設を整備したいという要望が上がっております。これにつきましても、先ほどの加工施設と同様、現在事業内容を詰めている最中でございます。

○藤川森林整備課総括課長 先ほどの数値について資料が出てきましたので、訂正させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、二つの事業をやっておりまして、森林整備加速化・林業再生事業で67キロ、そして森林整備事業で約5キロ、あわせて約72キロ。先ほど60キロと言いましたが、訂正させていただきます。

○吉田敬子委員 今回の調査で各市町村だけではなく事業体の方からも結構いろんな形で事業をやりたいという声があったのですが、多分なかなか事業実施につながる見込みが少ないということで断念された方が結構多かったようです。これだけやる気のある方々がいらっしゃるということをも私も心強いなと思ったのですが、それを県としても何とか支援していきながら、木質系瓦れきもそうなのですから、何とかバイオマスがもっともっと使われるよう、ぜひこれからも期待いたしております。

もう一つ、先ほどの調査の関連で、農林水産部でも木質系瓦れきを何とか再利用していければいいと話をされている中で、環境生活部の管轄のものになると思うのですが、岩手県災害廃棄物処理詳細計画でも角材とか柱材を木質チップとして利用できるよう進めていきたいと書いているのですが、実際にどこまで進んでいるのか、ちょっと課題が多いとい

うことも環境生活部の担当の方から伺っているのですが、農林水産部としてはどのようにお考えなのか教えてください。

○竹田林務担当技監 先ほどの可能性調査とも関連いたしますけれども、瓦れき処理を加速する意味でもそういった有効利用というのは欠かせない視点だと考えております。既に宮古市の木材加工企業では、チップ化してボードにするという取り組みを実施されております。加えて先ほどの調査等でお話したように、やはり燃料として利用していくという道筋が大きいのかなと考えておりますので、そういった燃料として使ってもらふ施設、大きいにこしたことはないのですけれども、そういった施設整備を進めてまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 ありがとうございます。次に、放射性物質の件でお伺いしたいのですが、先ほど工藤委員からもお話がありましたが、4月から100ベクレルという新基準が定められるということで、多分本会議で、斉藤議員が一般質問されていたと思うのですが、新基準にした場合、現時点で100ベクレルを超過していたものが牛肉、原木シイタケ、ブリ、ウグイとの回答があったと思うのですが、それに対して斉藤議員への答弁とかぶるかもしれないのですが、具体的には今後どのようにされるおつもりでしょうか。

○東大野農林水産部長 一般質問で御答弁申し上げましたように、現在超過した事例があるのは牛肉、原木シイタケ、それからブリ、ウグイ等の一部の川魚でございます。まず牛肉につきましては、今も全頭検査をいたしておりますが、その検査体制は継続していきます。ただ、超過した事例があると申しまして100ベクレルを超過している事例はほんのごくわずかでありまして、もう既に基準値が100ベクレルに下がることに対応するべく牧草の切りかえのための取り組みも開始してございます。

それから、原木シイタケにつきましては、今対策をつくり上げている状態でございますが、そういう意味で生産者の方に対しては申しわけない状態ではありますが、できるだけ早期に次の生産に向けての体制も含めて対策をつくり上げるよう取り組んでまいります。

それから、ブリにつきましては、一部だけ超過した事例がございます、105ベクレルだったと思っておりますが、ただ、変動がございまして、海の魚につきましてはなかなか濃度を下げるための対策が講じにくい状況ではございますが、消費者に対して安全な水産物を提供していくことは続けてまいります。今北から久慈、宮古、釜石、大船渡の4市場で毎週水揚げされた魚の検査を実施してございますけれども、これを続けて安全の確保を図っていくという対応になります。

それから、川魚の関係でございますが、先ほど技監からも答弁申し上げたように、差し当たり今回は3月の解禁に向けて、もう既に雪が解け始めて、恐らく入漁者があるだろうという地区を先に検査し、状態を確認させていただきました。順次北に向けて、何区画かに分けて検査を実施していきますけれども、その状況を見て、場合によっては4月以降は基準値が下げられますので、それに合わせた形で釣りを楽しんでいただくという願いはしなければならぬと思っておりますし、その中身については既に内水面漁協とも話し合い

を始めてございました。

○吉田敬子委員 私と同級生でシイタケを生産している方がおまして、これからどうしていこうかと、特に基準値が 100 ベクレルに下がったときにこれから困ったなという話をよく聞きますので、もちろんシイタケだけに限らず、全農林水産物の放射性物質に対する対策はこれからも強くやっていただきたいと要望して終わります。

もう一つ最後に、確認なのですが、今損害賠償請求事件にかかわるものを質問させていただいていいですか。

○高橋昌造委員長 議案第 103 号にかかわることであれば、また後でお願いします。

○高田一郎委員 農業振興費の中で、東日本大震災農業生産対策事業費 30 億円余が計上されていますが、この説明内容を見ますと国の補助対象拡充に対応した補正だということでありまして、今回新たに国の補助対象拡充に伴って、どんな事業が展開されようとしているのか、具体的に事業内容を示していただきたいと思ひますし、そして農家負担がどの程度あるのか、その点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○工藤農業振興課総括課長 この東日本大震災農業生産振興対策事業費については、国の 1 次補正で 5 月の連休の前後で成立し、そして県では 6 月補正で措置したものでございまして、国の説明資料を見ますと被災地の実態や、復旧の進捗が不透明な中で予算を組んだという説明がございまして、被災地の実態にそぐわない部分もある、あるいはメニューもかなり厳しいところもあるということで、それを緩和するということが一つございます。

それともう一つは、復旧のみならず復興も含めてやろうというお話もございまして。それから、震災の後に放射能事案がございまして、そういう事案も含めてこの事業で対応しようということで事業が拡充されてございまして。事業のメニューとして追加されたのが放射能対策の部分、それから施設関係については新設する部分あるいは改良する部分のメニュー内容が追加されているということでございまして。

補助率につきましてですが、国は 2 分の 1 になってございまして、それから県として農業者あるいは農業団体が行う部分については 6 分の 1 を上乗せしてございまして。この 6 分の 1 につきましては、市町村と一緒にやっというということで、県 6 分の 1、市町村 6 分の 1 という形で補助率を定めております。

○高田一郎委員 今の説明を聞きますと被災者、農家の実態に即して、そしてただ単に復旧ではなくて、復興という観点で被災地に寄り添った対策だというお話をいただきました。具体的にどんな事業が展開されるかということですね。そして、交付率が全体で国、県、市町村合わせると農家負担が 6 分の 1 ということで、これまでのさまざまな農業関係に対する支援策から見れば交付率としては高いと思うのです。ただ、農家の実態と申しますか、今回の津波被害ではすべての財産が流されたという中で、6 分の 1 と言っても農家にとってはたえられないものなのかということですね、その辺のところを県としてはどのように把握しているのかお聞きしたいと思ひます。

○**工藤農業振興課総括課長** 具体的な事業の内容でございますが、一つ目として整備事業、二つ目とすれば推進事業ということで二つございます。整備事業につきましては施設関係、主として要望の多いものは米麦の乾燥調製施設、それから園芸関係の集出荷施設、こういったものが多く要望が上がっておるところでございます。

それから、推進事業でございますと農業機械、それから資材、ハウスなどの要望が主として多く出てきております。ですから、施設関係の大部分は農協が主体になっておりますので、2分の1の補助、それから機械、資材等につきましては農業者の組織する団体が要望を上げてきておりますので、これは国庫2分の1、県、市町村6分の1ずつ。したがって、生産者の方が6分の1という形での事業メニューの内容と補助率でございます。

それから、御質問のございました農家負担6分の1につきましては、委員の御指摘のとおりと考えております。当初国2分の1で事業制度を創設されました時点から国に対してもっと補助率を上げてほしい、上乘せしてほしいと、あるいは補助残についての対応をしてほしいと申し上げてきたところでございますけれども、なかなかそれはかなわない中で推進してきておるところでございます。ただ、現在事業を導入している方々というのは、これは課題にもなるわけでございますけれども、いまいますぐ営農できる方々、何とかしてやろうという方々を中心に要望が上がってきておりますので、そういう意味ではすごく意欲的に農業に取り組もうという姿勢があるのかなと理解しておるところでございますが、補助率についての御指摘につきましては委員と同じような考え方を持っているところでございます。

○**高田一郎委員** 意欲を持ってこれから再建しようという方々にとっては、これまでにないメニューかと思うのですけれども、一方でせっかくこういう事業を導入しても、再建しようという気持ちになかなかない方々もまだいると思うのです。これまでの国の政策を見ますと規模拡大とかを希望する事業者に対しては支援を差し伸べるのですが、今回はそうではないと思うのですけれども、やっぱり農業団体の支援だけではなくて、農家個人に対する支援、やっぱりそこまで踏み込んだ支援が今必要ではないかなと思うのが1点、それからやっぱり今後の農業を考えていく上では国の規模拡大政策一辺倒ではなくて、農業をやりたい人や続けたい人はみんな農業の担い手なのだという立場での支援策が求められていくと思うのです。そういう視点で岩手の農業政策を考えるべきではないかなと思うのですが、農業振興政策の基本的なあり方について県の考えをお聞きしたいと思います。

○**東大野農林水産部長** 県の基本的な農業政策の考え方という御質問でございますが、県民計画に掲げているものについて実現していくという姿勢で取り組んでおりました。特に震災につきましては、決して農業だけ軽んじているということは全く考えてございません。農家負担、個人、組織する団体、いわゆるグループであれば6分の2を市町村と協調して上乘せする補助制度については岩手だけでやっているもので、特に国から義務で上乘せしているものでもございませんし、あと御存じのとおり生活の面もあるということで共同作業をやった場合の事業もまた構築してございました。私どもとしては、意欲ある農業者の

方が報われるような農業になるようにとの基本姿勢でございますので、これからもそういったことを念頭に置きながら事業構築に当たっていきたいと考えてございます。

○高田一郎委員 その点は了解いたしました。そういう視点で農業政策に生かしていただきたいと存じます。

次に、木材加工流通施設等復旧対策事業費について、先ほど大宮委員からも質問がされましたが、先ほどの答弁を聞いていますと国、県との調整とか、繰越明許ということではちょっと時間がかかるのかなと感じました。これまで中小企業に対しては4分の3補助のグループ補助がありましたけれども、今回のこの事業は、いただいた資料を見ますと2分の1補助になっております。事業の中身、全体をよくつかまないと質問しておりますけれども、グループ補助のほうが高率補助、それに加えて独自の支援とか、さまざまな対応があったのではないかなと思いますが、あえてグループ補助に乗らないで今回新たな事業を展開して対応しようとしているのはなぜかということと、事業が新年度になってからでないで展開できないという課題ですね、どういうところに課題があるのか、その辺について伺いしたいと思います。

○佐野林業振興課総括課長 中小企業のグループ補助等の関連でお尋ねでございますが、基本的にどちらの補助金を使って再建あるいは復旧、復興するかというのはそれぞれの事業体の判断によるものと思われませんが、こちらの事業の特徴といたしまして、既存の施設で使えなくなったような部分の廃棄費用ですとか、そういったものも補助対象に含まれるということで補助対象事業費が幅広くとれるという特徴があるかと思えます。あと二股をかけるという言い方はちょっとあれですが、双方に応募していいとこどりというようなことはできませんので、事業体の考え方等をお聞きしながら適切な事業を選択していただくように指導しているところでございます。

それから、ちょっと時間がかかるのではないかとということですが、基本的には先ほど申し上げましたように繰り越しして来年度中に終わるようにということで、できるだけ早く事業決定をして着手いただけるように進めてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 恐らく時間がかかるということもあって、今回新規事業として復興木材流通支援事業というのが進められようとしておりますけれども、今回の補正予算の説明書に詳細がないということで資料請求しましたが、この事業内容について詳しく説明していただきたいと思います。

○佐野林業振興課総括課長 復興木材流通支援事業費補助といたしますのは、後ほど条例改正議案でもお話ししますが、これまで平成21年度から森林整備加速化・林業再生事業をやっているわけですけれども、本年度の3次補正で国から積立金相当額が交付され、新たな事業メニューとして追加されたものでございまして、具体的には被災工場から非被災工場への木材チップの振りかえ輸送費を助成するもので、森林整備加速化・林業再生事業費の中から補助するものでございます。補助額は定額でございまして、工場間の輸送距離に応じてそれぞれ単価が定まっておりますのでございます。

○高田一郎委員 そうすると、この事業はいわば被災された工場などが完成するまでの間の支援策ということで見ていいのでしょうか。説明された資料を見ますと実施期間が平成23年度となっていますけれども、あくまでも被災した工場が完成されるまでの継続的な事業ということでいいのでしょうか。

○佐野林業振興課総括課長 先ほど申し上げました森林整備加速化・林業再生事業につきましては、本来平成21年度から平成23年度までだったものが今般平成24年度から平成26年度まで3年間延長されます。今申し上げました復興木材流通支援事業費補助につきましてもこの森林整備加速化・林業再生事業の期間の中で対応できるということで、もちろんその間に被災工場等の復旧がなされれば振りかえの必要はなくなりますが、一応3年間を予定しております。

○高田一郎委員 最後にシイタケの問題についてもお聞きしたいと思います。

シイタケ問題で一番大事なことは東京電力に対してしっかりと全面賠償を求めることだと思うのですが、先ほど部長からは東京電力に対して言うことは言うていくのだという力強い答弁をいただきました。そこで、現時点で東京電力に対して言うべきことは言うという点で、全面賠償を求める上で今何が課題になっているのか、どういうことを主張していかなければならないのか、現時点での東京電力に対する対応姿勢といいますか、その辺についてまずお伺いしたいと思います。

○東大野農林水産部長 東京電力に対するシイタケ関係の賠償請求でありますけれども、基本的には産地を再生していくために必要なものは賠償していただく、放射性物質が原因で生じたものは賠償していただくというのが基本姿勢です。

○高田一郎委員 賠償請求の考え方は、原発事故があったゆえに被害となったすべてのことについて全面賠償するというのが基本だと思いますし、農家の立場からすれば3カ月に1回のサイクルでの補償ではとても農業は成り立っていかないと思うのです。やっぱり今農家が求めているのは、1カ月サイクルでの賠償だと思うのです。その点も強く求めていくべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○東大野農林水産部長 東京電力の賠償金の支払いにつきましては、本会議でも御答弁申し上げたように請求した部分に対しての支払いがまだ十分に行われていないという問題もありますし、今委員御指摘のようにサイクルが3カ月ということもあります。そういったことにつきましては協議会を組織してございますので、協議会とも意見交換をしながら、生産者の立場に立った支払いを求めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 東京電力に対して全面賠償を求める活動と、やはり農家が本当に意欲を持って再生産できる環境をつくっていくことが県政の課題だと思います。この間、本会議の一般質問などをお聞きしていると、安全性の確保あるいはほだ木更新にかかわる生産者への支援などに取り組んでいきたいという話をされました。それはもっともだと思うのですが、具体的にどのような対応をされようとしているのかお伺いしたいと思います。安全性の確保という点では、県は牛肉と同じように全戸検査をしていくのだとお話を

されてきました。全戸検査のイメージがわからないのですが、どういう形で全戸を検査していくのか、また4月から新しい基準値に見直されることに伴い、やはり検査機器の更新とか、改善といったことと今の検査体制を拡充しなければならないという問題もあると思うのです。その点も含めて安全の確保や生産者が本当に意欲を持って再生産するための支援策として、現時点でどのようなことを考えているのか、具体的に示していただきたいと思います。

○竹田林務担当技監 まず、全戸検査をどのように進めるかということですが、これについてはまだ団体とも十分に詰める必要があるのですが、今考えているイメージとすれば、放射性物質の由来が原木なりほだ木ということで、農業のように土地、農地ということではなく、個々の生産農家、林家によって異なるという状況ですので、現在の方向性とすれば全戸検査をやっていくこととなります。ただ、生産農家は全部で1,000戸ほどおられますので、やはり団体とも役割分担をしながら進めるつもりでおります。個々の生産物をまず対象に検査を行っていき、その時点で今回の新しい基準を下回るのであれば、安全が確認されるものかと思えますけれども、ただそういった団体等が行う簡易検査と申しますか、1回目の検査で基準値を超えるようなものが出た場合は、さらに精密な検査を県とやっていくというイメージで今団体等とも詰めている状況でございます。

そして、ほだ木の更新、再生産に向けた支援でございますけれども、基本的には放射性物質濃度の高いものであれば当然廃棄して、新しいものに更新しなければならないということで、その費用については東京電力にしっかり賠償していただくことが原則になるわけですが、ただ賠償金が支払われるまである程度期間を要するという状況もありますので、その間の支援、あるいはほだ木そのものも指標値を定められておりますので、それ以下のものを確保するための支援もしっかり行っていきたいと考えております。

○高田一郎委員 何だかよくわからないのですが、これからほだ木の確保もありますが、そのほだ木がことし本当に植菌できるのだろうかという不安があるわけですね。ところが、国の基準値がまだ明らかにされていないという課題がありますよね。もう迫られているわけですが、その不安にどうこたえるかということが大事だと思うのです。それから牛肉と同じように全戸検査をしていくわけですが、農家1,000戸ですね。そうすると、おのずと今の体制ではとても対応できないという課題がありますが、どのようにしてクリアしていくか。そして、さらにほだ木の更新に対しては東京電力に全面賠償を求めるとは言いますが、その間のやりくりというのがまた農家は不安なわけですね。これに対してもどうこたえるかしっかりと打ち出す必要があるのではないかと思います。これに対しては、その辺についてはどうでしょうか。

○竹田林務担当技監 まず最初に、原木の新しい指標値について、現在は150ベクレルと国が示しておりますけれども、新たに基準値が100ベクレルとなった場合、原木、ほだ木の指標値がどうなるかということについては、委員お話しのとおり、現時点でまだ国から示されておらず、生産者の方々は不安に感じられているというのはまさにそのとおりであ

りまして、県としても国に対して早急に示すよう再三にわたって要請しております。もう既に植菌シーズンが始まろうとしておりますので、まだ指標値が示されていないことに不安を抱いている方々に対してやはり何か発信しなければいけないということで、国では3月のそう遅くない時期にはお示しできるという示唆もいただいておりますので、植菌が数日間おくれるかもしれませんが、新しい指標値が出るまで若干お待ちいただきたいと思っております。

そして、全戸検査の体制でございますけれども、先ほど言ったとおり団体とも今詰めておりますけれども、やはり県だけではなくて団体のお力もかりながら進めてまいりたいと考えておりますし、県も検査機器等も含めて体制づくりをしっかりとやっていきたいと考えてございます。

そして更新、再生産に向けた生産者の資金の融通みたいな部分につきましても、団体ともよく詰めて必要な対策を講じていきたいと考えております。

○千葉伝委員 遠慮深いものですから、ほかの人が多分質問するだろうということで聞いていました。このまま質問しなければ喜ばれるのでしょうか。

一つは牛用飼料の暫定許容値の見直しについて、これについては資料が1枚あったものですから、これを聞いてから質問しようと思っておりましたが、後でまた説明があるという話ですので、その場面で質問させていただきます。

簡単な部分です。説明書143ページと144ページの畜産業費の畜産振興費について、単純に三つ聞きます。

一つは、獣医学生修学資金貸付金が減額になっていますが、現状がどうなっているのでしょうかということ、そしてあわせて今の過不足も含めて、来年度はどうするのかということをお聞きしたいと思います。

それから、二つ目は144ページにあるのですが、県産牛肉安全安心確立緊急対策事業で1億4,776万円の減額、それから肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助で11億3,743万円の減額になっています。せっかく岩手の畜産を振興しようと、県のおいしい牛肉をあちこちに提供していこうということでやっている事業にも関連すると思いますが、減額になった主な要因は何でしょうか。

もう一つは、放射性物質吸収抑制技術実証事業費を330万円増額するということですが、この中身はどういうものか、3月までにどういうことをやるお考えか、以上三つお知らせください。

○渡辺振興・衛生課長 ただいま御質問のございました獣医学生修学資金貸付金についてでございます。この事業につきましては、御案内のとおり本県の獣医師確保が非常に困難な状況にあるということで、平成3年度から制度化しているものでございます。1人当たり生活費月額7万円、そして大学に入学する際の入学金相当額で60万円を交付するという内容のものでございます。こういった状況になっているかということでございますけれども、今年度の分につきましては2名に対して交付させていただいたところでございます。

補正の内容については、特別修学資金と言いまして、今申し上げました入学金に相当する60万円の借り受け希望がなかったということで減額補正をさせていただいたものでございます。

来年につきましても2名分を予算化してございますし、毎年のように手を挙げていただいております、本県の獣医師確保対策に大きく寄与している制度だと認識しているところでございます。

あともう一点、御質問のございました肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助に係る減額の内容につきましてでございますが、この事業につきましては、御案内のとおり昨年8月の知事の専決処分によりスタートしたものでございまして、放射性セシウムの影響により肥育牛並びに廃用牛の出荷が遅延いたしまして、経営が悪化しています肥育農家並びに酪農経営農家あるいは肥育牛繁殖農家を支援するために、販売代金等が入る前に出荷遅延支援金なるものを交付して資金繰り対策に寄与するもの、つなげるものというものでございます。今般の補正の中身につきましては、事業対象見込み頭数の確定による減額補正ということではございますけれども、大幅に減額になった理由につきましては、御案内のとおり本事業は8月に国の事業に先駆けて実施したものでございまして、9月以降は国の事業を活用して実施したために大幅減となったものでございます。

○山田畜産課総括課長 放射性物質吸収抑制技術実証事業の中身についてでございます。国の東日本大震災農業生産対策交付金を使って行うものでございますけれども、一つは公共牧場などの急傾斜地の除染をする場合に、反転耕を考えているわけですが、公共牧場で除染技術として活用できるかどうかを実証したいというのが1点でございます。

それから、もう一点は攪拌耕、ロータリー耕、国は比較的汚染度が低いところはロータリー耕と示しておりますけれども、これについて放射性物質を吸着するかどうかということで、一つはゼオライトという資材を使って、その効果を確認することがございます。あとカリ肥料を施用してどれぐらいの効果があるかということで、これは300ベクレル以下の草地については来年度本格的に除染対策を進めていくことにしておりますけれども、そのための実証事業ということで、時期的には3月でございますけれども、県南の公園、牧場を使って実証したいと考えております。

○菊池流通課総括課長 牛肉の全戸検査、全頭検査を行うために8月の臨時議会で措置いただきました県産牛肉安全安心確立緊急対策事業について、今回大幅に減額しておりますが、8月にその時点で見込まれた全戸検査、全頭検査数の目いっぱいはいわば外部発注せざるを得ない状態で予算を組んでおりました。その後10月に農林水産省から検査機器を4台無償でお借りすることができまして、それを岩手畜産流通センターに設置して、10月からはいわば無償で検査することができて、外部に委託をしなくて済むようになったことが一番の要因でありますし、2番目として10月から東京都が東京食肉市場の検査を全頭東京都の直営で、東京都の予算でやることにさせていただきまして、それも2月補正で減額幅が大きくなっている要因でございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。獣医師の修学資金の中身については承知しているということですが、現状として農政サイドだけの獣医師の確保と、もう一方では厚生サイド、保健所関係もあると思いますが、それも含めた話なのか。例えば来年度の採用予定人数について、ちょっと確認いたします。

あとは県産牛肉安全安心確立緊急対策事業で減額になったそれぞれの理由は今御説明いただきました。検査機器等、あるいは検査に当たって県が先行して組んだものだとということで、国が肩がわりあるいは東京都が検査をするため減額になったということで承知するところであります。

いずれ先ほど来の話では検査等についてはしっかりと対応すると。来年度以降の予算も当然あると思いますけれども、それはよろしくお願ひしたいと思います。

あとは放射性物質吸収抑制技術実証事業ということで、この1枚紙の資料の中で今後の対策として牧草地の除染を行うとあり、その実証をやっていくということだと思いますが、どの程度除染されるのか、この金額で本当に足りるかどうかというのがありますが、そういったあたりはしっかりとやっていただきたい。一方、セシウムを含めた放射性物質の対策は国や東京電力も含めて研究機関等々でもいろんな方法がこれからも研究されていくのではないかなと思います。除染の方法はいろいろと出ており、例えばこの間の新聞では瓦れきはカルシウムを含むものと一緒に燃焼させれば3分の1になるとか。別なものに吸着させるのでしょうか。そういった辺りも含めてしっかりと対応していただきたいと思います。

○高橋管理課長 獣医師の採用数のお話でございましたけれども、採用そのものは委員御承知のとおり、他部と一緒に面接等を行って合格が出るわけでございますが、農林水産部の来年度の採用予定は一応3人となっております。人事採用のほうでその配分については調整されるものと承知しておりますが、まだお話しできる状況ではないということでございます。

○千葉伝委員 県としての獣医師確保対策、医師確保も大変ですけれども、不足している状況ですので、各大学を含めて当たっていただきたいと思います。

その中で、一番気になるのは獣医大学に入る獣医師は半分以上が女性で、その半分以上が研究機関とか小動物関係を志望すると。こういうことから岩手県のような畜産をやっているところは大動物の獣医師がどうしても不足するという状況なのは十分承知しているところであります。県が率先して、それから民間というか、農業共済等々としてしっかりと連携して、岩手の畜産対策をする上での獣医師確保にこれからも頑張ってください。これは要望です。

○高橋昌造委員長 それでは、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋昌造委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○名須川晋委員 それでは、予算に関する説明書の209ページでございますけれども、農地及び農業用施設災害復旧費の卸売市場施設災害復旧事業費補助でございます。ここにあるということは、恐らく青果、花きのほうの市場かなと思うのですが、具体的にはどちらでございましょうか。また、補助率2分の1ということであればそれぞれ開設の自治体が2分の1を負担するという認識でよろしいのでしょうか。

○菊池流通課総括課長 この卸売市場施設災害復旧事業費補助は内陸の花巻、県南の一関と青果の市場がありますが、ほかにも大船渡と釜石に青果の市場がございます。釜石と大船渡は全壊であります。大船渡は4月、年度明け早々の開設を目指して準備を進めているところでありますが、市の都市計画で上水道、下水道との兼ね合いあるいは取り付け道路との兼ね合いがあつて、なかなか青写真といいますか、設計が描けないことからたん2月補正予算で国の補助をいただいて計上させていただきましたが、実際の工事は4月からになります。それから、この財源は国の補助金の2分の1であります。

○名須川晋委員 基本的にはその自治体で検討していくことだとは思うのですが、沿岸とはいえ、現実として開設していて、そこに出荷する農家の方もいらっしゃるといいますし、買い受け人の方も被災されて、マーケット自体がかなり縮小している。絶対必要な台所機能でございますので維持、そしてまた再び開かなければいけないとは思いますが、それ以降の支援策について、県としては考えられないものなのか。当然大船渡ですと民間の業者がそこでやっていると思うのですが、なかなかマーケットが非常に厳しい状況の中で立ち行かなくなる可能性があるのではないかと。言ってみれば魚の市場はまだ外に売れるからいいと思うのですが、恐らくはこういう青果についてはその地域にしかないものでないと、なかなか外に売ることができないのではないかと。そういう意味では、こちらの青果のほうの存続が危ういのではないかなと思うのですが、その辺の分析を県としてはされているのかお伺いいたします。

○菊池流通課総括課長 青果の卸売市場は、県全体の整備計画に基づいて適正配置という観点からそれぞれのエリアに整備されている極めて公共性の高いものであります。したがって、大船渡の場合は現在別の場所に、空き地を見つけて仮営業していて、いずれ平成24年度の事業として本来のところで復興を図りたいということですが、その青果市場から物を買ういわゆる八百屋が、陸前高田市、大船渡市でもかなりの数が被災されている状況にあります。加えて釜石も全壊という状況で、今時点では公共性を有する市場が通常どおりの機能を果たしておりません。今後県内の地方卸売市場の協議会と相談させていただきながら、例えば釜石では空白区域が生じかねない状況にあるので、南のエリアは大船渡の力をかりるとか、北の半分は宮古の力をかりるとか、そういう意味で全県的に集荷も含めて再分配をどのようにするのが一番適正かという相談をする時期に今差しかかっていると考えております。

それから、大船渡でありますと住田町、遠くは遠野市からも出荷する農家がおりまして、その人たちが出荷先に困らないよう、あわせて市場の方々と相談しながら、あるいは生産

者団体の方々とも相談しながら一番いい方法を探っていきたいと考えております。

○**名須川晋委員** 農業振興の観点からも、あるいは高齢者の方が非常に多くなって、お孫さんにあげる小遣い稼ぎという意味合いも多いのではないかと思います。小ぶりにしても、やはり近隣に市場機能がある形での整備が適切かなと思ひまして、これから協議会で検討されるそうでございますが、できるだけ速やかに最終目標といひますか、イメージを描いていただきますようお願い申し上げます。

それと森林関係でございますが、森林の振興とはちょっと違つた観点でございますが、花粉症がはやってきました。ここ2週間ぐらい前からはやってきておりますけれども、県の花粉症対策といひますか、森林から見た、特にも花粉といへば杉がかなりの割合を占めると思ひますけれども、こうしたところへの対策は行つていひるものかどうかお聞かせください。

○**藤川森林整備課総括課長** 杉の花粉症対策についてでございますけれども、今年度は特に飛散が多いことはなく、通常のレベルかなと考えております。

また、対策につきましては、農業技術センターで平成6年から小花粉の杉の選抜をしております。今は大体2系統の選抜に移りまして、徐々にではありますけれども、苗木の配布をしております。実績的には非常に少ないのですけれども、まず3,000本程度の配布となっております。

根本的な問題につきましては、やはりある程度間伐をすつとか、あとたくさん花粉が出るような杉につきましては、できるだけ除去すつとか、そういった対策ぐらいしか今のところないのかなと考えておるところでございます。

○**名須川晋委員** ありがとうございます。非常に大きな社会的損失をこうむることにもなりますので、将来的にはそちらに移行できるような形で、平成6年ですから18年ぐらひかかつたのでしょうか、できるだけ早く移行できるように県としても取り組んでいただきたく要望を申し上げながら終わります。

○**佐々木茂光委員** それでは、私からもお尋ねいたしますけれども、実は今水産の復興に向けて漁場が少しずつ回復しながら早々にワカメ、コンブと始まっていくのですが、一番心配されるのは被災後どのように人が動いたかということでありまして、地元に戻るたひにあの人もやめた、この人もやめたというような話が聞こえてくるわけなのです。農林水産部でその辺について、どのように就労者が移動したのか、やめたのか、もし調べておりましたらお示し願えればと思ひます。

○**石田漁業調整課長** 県で正式に各漁協の組合員の廃業状況などの調査はまだしてないところですが、漁場の復旧状況もあわせて県内12カ所の漁協を聞き取り調査してまいりました。その中では、現在養殖漁業を中心に1割から2割程度廃業される方がいらつしゃるといひ話を漁協の事務方からいただいております。正式には漁業協同組合が平成24年6月を中心に決算総会を行いますので、その中で組合員の移動が見えてくるものと思われまふ。

○佐々木茂光委員 陸前高田市でも4割ぐらいの人たちが漁業から離れるという話も実は聞こえておまして、私の地元の大体半分ぐらいで、組合員は減ることはないのですが、実際漁業に従事していく考えの方は半分ぐらいになっているのです。それはなぜかという、もちろん船もないし、資材もこれから調達しなければならぬ、家も建てなければならぬという、ほとんどの方がそういう状況で、さらには年齢も高い人たちもいるのです。やはりこれからの漁業振興、強い漁業を県ではいろいろ計画に打ち出しているのですが、最終的にそれを下支えする人たちがいなくなっていくことに対する心配というか、そういうことに対してはどのようにお考えでしょうか。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 なかなかやはり皆さん、特に陸前高田市は住居も流失して仮設住宅の住まいとか、そして船を注文してもなかなか来ないとか、また養殖施設の整備希望を出していてもおくれたりという厳しい状況の中で、意欲を持ってないことがあるのだと思いますけれども、私たちは意欲を失っていただきたくないということで、現在補助率の高い事業などを推進しているところであります。また、漁業の後継者の問題でも、やはり来年度以降いろいろ事業を考えながら、業界とも相談しながら何とか研修を受けながらやる手立てはないか議論したりしております。

そういう中で、まず漁業者の人たちが組合員として残っていただければ、船が徐々に整備されるうちにアワビやウニをとろうかという気持ちになってくると思います。これまで瓦れきでいっぱいときはもう絶望的だったわけですが、瓦れきがなくなれば早く船が欲しい、漁場にも養殖施設を入れてほしいと、順次やる気が少しずつは出てきていると思います。

そういう中で、さっきも言ったように養殖施設なども、物によりますけれども、6割ぐらい整備されているわけです。今後も少しでも皆さんのやる気が増すようなことをやっていきたいと思っております。また亡くなられたり、それから漁業をやめていけば漁場があくわけでありまして、そういう漁場については、漁業者の中からもっと規模を拡大してやっていきたいというような方がいれば、それにこたえられるような施設整備を国に要望するなどしていきたいと思っております。

○佐々木茂光委員 今大変ありがたいお話でありました。漁業者の残っている人たちと語ると、本当に若い人だけなのです。後継者のない60代の人たちはもうみんな陸に上がっているのが現状なのです。今それだけ当然漁場があいて、ある意味やる気のある方々は気力も出るということが成り立っていくかと思うのです。それで、本当に細かい話になってしまうのですが、漁協、そして県を通じ、国からいろいろ資材調達をされているのですが、まだちょっとふぐあいなどところがあるのです。これは個別の話になりますから、後で直接聞いたほうがいいのかと思うのですが、ちょっとわかる話で言うと本けたというのがありますよね、一番海面にある本けた。その中に海産物をつるしている下げ綱がありますけれども、本けたは補助の対象になるけれども、下げ綱については補助の対象にならないというお話がありまして、この区分けの決め方についてももしわかっておりましたらちょっと聞か

せてください。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 本県の場合は、養殖施設は個人ではなくて漁協単位あるいは地区単位での共同利用施設として整備をしているわけでありまして。そういう中で、全体で使う部分については補助の対象にしておりますけれども、個人のものについては対象外ということでこれまでもやってきておるわけです。しかし、今そういう条件が厳しいと言われる中、頑張る養殖業ということで、資材の経費も共同でグループ化して養殖業を営むことによって、ワカメであれば3年間とか、カキ、ホタテは5年間とか、生産経費を実質的には国の事業で見てもらい、そのかわり生産額はすべて返すという形で、その期間の中で全部償却してもらって、個人の負担にならないような事業も国で用意してありまして、農林水産部の職員たちも各漁協を回ってこういう事業があるので、ぜひ参加してみないかと紹介して回っているところです。これはある意味漁業者の給料をもらうような今までにない形ではありますけれども、こういう厳しい状況の中で負担をかけずに収入を得る仕組みもございます。

○佐々木茂光委員 確かにそれはありがたい話です。実際本けたの部分は施設になっても、下げ綱の部分については、資材を自分たちで調達しなければならない状況にあるということです。向こう3年間でそれぞれが共同体でスタートして、今度はその共同体そのものが力をつけないとなかなか個人経営までは持って行けないのが現状です。今言ったように家もないし、船もないという状態でスタートを切っているものですから、ここ何年かは細かいところまで手を差し伸べていただきたい。これはお願いであります。漁協を通しての事業ですけれども、漁協でも県から、国からと、制度の仕組みの説明を受けているのですが、実際の現場は、要するに本けたがあつて、下げ綱があつて、初めて物がとれるのです。けただけでは物とりにならないわけですが、漁協の人たちも県からそのように言われているからと。だから、漁協の人たちにも、それでは物とりにならないぞという話をおめたちしなければだめだべっちゃと私も言っているのですけれども、やっぱりそこは組合の職員たちもどうしても上からそういうふうに戻ってくるうちに話もとまってしまうようなのです。漁業の人たちも気持ちがかたく手いっぱいなので、もう少し踏み込んで、もちろんできるものとできないものは当然ありますが、きちっと説明することによって、何とか力になっていただければなと思います。

それから、また話があつちに行ったり、こっちに行ったりしますけれども、放射能問題について、先ほど来シイタケについていろいろお話が出ていますが、今岩手県にとってみれば沿岸部はまさに被災の渦中にありますが、現実問題として、もうあとは復興に向けて動き出すしかないという、一つの腹のくくりようなのですが、これから山間部、内陸については見えない放射能にどんどん、どんどん脅かされていくような気がしてなりません。例えばまた同じような状況で生産に携わる人たちに何かにつけてそういうつまずきが生じて、まさに生活の糧を得る仕事が滞っていくような状況はやっぱりつくってはならないと思うのです。そういった面を考えますと、いち早く情報を伝えることも大切ですが、その

人たちが生きる道を常に当局の人たちには探っていただいて、そういう不安に陥れることのないように取り組んでいただきたいと思います。それらについて少しお話がありましたら聞かせていただければと思います。

○東大野農林水産部長 放射能対策についてのお話ですが、これからシイタケが非常に大きな課題でありますけれども、我々も牛であってもシイタケであっても、もう一度再生するという基本的な姿勢で取り組んでおりますし、これからも取り組んでいかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐々木茂光委員 別にそう重く考えなくてというか、そんなにガチガチになって考えてしまうと意外と動きが鈍くなると思うのです。心配なのは、物が出てしまって初めてどうすっぺという状態になったときに、例えばシイタケをつくっている人や養殖をやっている人に、いやいや、心配ないよと、これは何とかこういう形で東京電力から間違いなく賠償金を支払わせるからとか、そういうことをやっぱりきちっと示して、その人たちにまず大丈夫だと思わせる必要があると思うのです。余り難しく物を考えなくてもいいと思うのですが、やられたらやり返すから心配するなというぐらいのものをやっぱり伝えてほしいなと思います。県から言えと言ったって、なかなか難しいかもしれないですけども、例えば農協の人たちとか、地元にいる人たちにそういうものが伝わるような、県の農業に対する思いを何かの形で常に前置きして示していくことが本当の安心につながるのかなと思うのです。

○東大野農林水産部長 私の気持ちとしては、何とかするからと言って動きたいのですけれども、ただ私が何とかするからと言って必ずそうなるかと理解されても実現するかしないかということがまだ残っていますので、なかなか委員御指摘のように頭が固かったり、口が重かったりしているわけですけども、気持ちとしてはいずれ何とかしなければという気持ちで取り組んでいきたいと思っております。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第94号森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤川森林整備課総括課長 それでは、説明させていただきます。

初めに、森林整備地域活動支援交付金についてであります。本制度は森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が市町村と協定を締結し、集約化施業の実施に必要な森林調査や境界の確認等を実施した場合にその経費に対し交付するものであります。

改正の趣旨と内容であります。この制度は平成14年度から平成23年度までを実施期間としてきたものですが、国におきましては平成28年度まで延長いたしました。本県では、来年度以降も同制度を活用していくという考えのもと、交付金の財源に充てるため設置している基金の有効期限を平成24年3月31日から平成29年3月31日に延期するため条例改正を行おうとするものであります。

なお、施行期日は公布日からの施行を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第95号森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐野林業振興課総括課長 議案第95号森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その4）の16ページをお開き願います。

本条例は、間伐等による森林の整備及び間伐材、その他の森林資源の利用の促進のための森林整備加速化・林業再生基金事業に要する経費の財源に充てるため基金を設置しているものであります。条例案の内容につきましては、便宜お手元に配付しております資料をごらんいただければと存じます。

まず、改正の趣旨ですが、国の森林整備加速化・林業再生事業の事業実施期間が延長されることに伴いまして、森林整備加速化・林業再生基金条例の有効期限を延期しようとするものであります。

条例案の内容ですが、森林整備加速化・林業再生基金条例の有効期限につきまして、現行の有効期限が平成 25 年 3 月 31 日となっているものを平成 28 年 3 月 31 日まで 3 年間延期しようとするものであります。国の事業実施期間は平成 26 年度まででございますが、条例の有効期限を平成 27 年度末である平成 28 年 3 月 31 日としておりますのは国の事業実施後 1 年間の精算期間を設けているためでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上、条例案の説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 103 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤川森林整備課総括課長 それでは、御説明申し上げます。

本事案は、平成 23 年 11 月 29 日一関市狛鼻町地内において、県が実施した立木の伐採作業におきまして、伐採木が東日本電信電話株式会社所有の電話線に接触し、電話線を切断する事故を起こしたことから損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償及び和解の相手方は東日本電信電話株式会社岩手支店で、損害賠償の額は 5,278 円でございます。和解の内容は、損害賠償額を 5,278 円とし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないこととするものであります。損害賠償の原因は、県南広域振興局農政部一関農林振興センターが臨時的に任用した職員を使い、ナラ枯れ被害木の伐採作業を行ったところ、電話線に伐採木の枝が接触し、切断したため、国家賠償法第 1 条第 1 項の規定に基づき損害賠償をするものであります。

今後の対応につきましては、電話線等設備が付近にあり、伐採作業により破損する可能性がある場合におきましては、伐倒駆除は行わず、立木のまま殺虫剤を注入する方法等で

駆除を行うこととしますが、やむを得ず伐倒駆除を行う必要がある場合におきましては、高所作業車等を使用し、枝条を切り払ってから伐倒するなど安全対策に万全を期することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○吉田敬子委員 1点質問させていただきたいのですが、今回の損害賠償額が5,278円ということで、何でこんなことになったのかちょっと伺いたいことと、この損害賠償額に対して訴訟費用がどのくらいかかったのか教えてください。

○藤川森林整備課総括課長 この原因につきましては、やはり当事者のちょっとした心の油断と申しますか、広葉樹ですし、枝が張っておりますので、伐採してもどこに倒れるかわからないといえますか、そばにいろんな支障物があつてそこにかかつてしまったという理由により発生したものと考えてございます。

あと訴訟額につきましては、これは和解ですので、それはございません。

○吉田敬子委員 和解に至るまでに実際どのくらいかかったのかなというか、額がどのという話ではなく、多分こういうのは、人には必ず過ちがあるので、ただそれに至る経緯で何かそこまでしなければいけないことがあつたのかなということでもちょっと質問させていただきます。

○藤川森林整備課総括課長 あくまで損害を与えた事案でございますので、額の多寡にかかわらず、損害賠償する責任が生じておりますので、相手方との協議の上でこの額で和解をすることになってございます。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

ここで委員の皆さんに御報告がございます。東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の取り扱いについては、去る1月11日の閉会中の当委員会において調査を行った後、過日開会の議会運営委員会におきまして大規模災害復旧事業の早期かつ円滑な実施を第一に執行部において入札契約事務の見直しの検討を進めていく一方、議会としては会期中にお

ける議案審査及び採決日等の柔軟な設定に加え、臨時議会を開催する必要がある場合にはその持ち方も含め、今後大規模工事の発注予定が具体化していく中で適切に対応していくこととされたものであることを御報告いたします。

なお、本日総務委員会におきまして入札制度の見直し等について執行部から報告されることとありますので、念のためお知らせします。また、この件に関し執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○沼崎技術参事兼農村計画課総括課長 前回の閉会中の常任委員会におきまして、大宮惇幸委員からこのような大災害は過去にもあったはずなので、他県の事例とか、あるいは隣県でどのように取り扱っているかという御質問がございました。その件について、当課及び総務部総務室で兵庫県の平成7年の阪神・淡路大震災、あるいは新潟県の平成16年の中越地震、それから平成19年の中越沖地震の時の対応について調べさせていただきました。その結果、条例改正など特別な対応はとらなかったという回答でございました。

また、今回の東日本大震災津波に関連して宮城県及び福島県の対応状況でございますけれども、宮城県は現在検討中とのこととございますし、福島県は1月の初めまでに3件ほど知事の専決処分があったとのこととございますけれども、その後は特に取り扱っていないとの回答でございました。

以上、御報告申し上げます。

○高橋昌造委員長 この際、執行部から牛用飼料の暫定許容値の見直しについて発言を求められておりますので、これを許します。

○山田畜産課総括課長 それでは、資料に基づきまして説明をいたします。

最初に、1の暫定許容値の見直し等の概要であります。昨年末に国において、食品中の放射性物質に係る新しい基準値の案が公表されたことに伴いまして、2月3日に牛用飼料の暫定許容値が見直されました。具体的にはこれまで乳用牛及び肥育牛では1キログラム当たり300ベクレル、それ以外の牛では3,000ベクレルとされておりましたが、すべての牛を対象に100ベクレルとされました。

また、(2)ですが、暫定許容値の見直しに伴いまして、大きく六つの項目について取り組むこととされ、生産者への周知、指導を徹底することとされております。

1点目は、新暫定許容値を下回る飼料への切りかえですけれども、具体的には乳用牛では3月15日までに、乳用牛以外では3月31日までに切りかえることとされております。

2点目は、食品の新基準値を超えるおそれのある牛の出荷延期を徹底することとさせていただきます。

3点目は、利用できない飼料をきちんと区分管理することとさせていただきます。

4点目は、8,000ベクレル以下の飼料につきましては、処分を行うこと。

5点目は、牧草地の除染対策を推進すること。

6点目は、平成24年産牧草等の安全性を確保するための調査を行うこととされております。

次に、2の本県の対応についてでございますが、平成23年産牧草につきまして、新たに利用自粛を要請いたしました。要請の要件については、一つは平成23年度に実施しました地域ごとの牧草の調査で許容値100ベクレルを超えていた市町村及び地域とその後の農家戸別の牧草調査において市町村ごとの平均値が100ベクレルを超えた市町村及び地域でございます。

この結果、これまで利用自粛を要請していました①の4つの市と町、このうち下線部のところは前回から変更になったところでございますけれども、これと②の新たに九つの市町村を加えました計13市町村に対して牧草の利用自粛を要請しております。

また、地域で利用可能とされた市町村、それから地域につきましても個別に調査を実施しておりますが、この結果で許容値を超えた場合は利用の自粛をお願いすることになります。こうした農家の場合は損害賠償の対象になりますし、除染対策だとか、代替飼料の対策も対象としていきたいと考えています。

(2)の代替飼料の確保でございますけれども、国や飼料会社に対しまして、国内外からも確保を要請するとともに、各農協などに対しまして、粗飼料供給に関する情報の提供やあっせんなどを県として進めております。また、農業団体では現在畜産農家に対して粗飼料を現物供給して、代金については団体が損害賠償請求するというような取り組みを計画していると伺っているところでございます。

(3)ですけれども、利用できなくなった牧草の処分につきましては、適切な区分管理や処分が行われますよう、現在もやっている県単の事業により引き続き支援をしていきたいと考えております。

(4)の牧草地の除染でありますけれども、対象面積が概数で約1万ヘクタールと見込まれておりますので、これらについては反転耕だけではなく、攪拌耕などによりまして生産者の方の協力もいただきながら除染を行っていくこととしてございます。

最後に、食品中の放射性物質に係る基準値の見直しによりまして、出荷を延期せざるを得ない牛が増加することが見込まれておりますので、現在2カ所に設置しております廃用牛の集中管理施設を継続して実施していくこととしてございます。

以上の対策に必要な予算につきましては、今回の予算案として御提案させていただいているところでございます。

○高橋昌造委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○大宮惇幸委員 今暫定許容値の見直しについて説明がありましたけれども、何点か関連してお尋ねしたいと思います。

本県の対応の(2)の代替飼料の確保についてでありますけれども、実はこの実態につきましては私も現場で、実際の粗飼料の供給のやりとりといたしますか、確認をしておるわけですが、これは団体を通じずに、あるいは個々のといたしますか、和牛繁殖をやっている方々はそのグループ、あるいは肥育をやっている方々はそのグループのルートで、酪農もそうなのですけれども、それぞれ県内のそういうルートで流通がされているのも実

態であります。

それで、地図では白地の部分があるわけですがけれども、ここから県内流通がされておるわけでありまして。そして、供給している側の生産者から要望をされておるわけでありましてけれども、白地の中には牧草地の更新期を迎えている草地もある。そして、安全のために、いわゆる反転耕なり攪拌耕をやりたいのだけれども、地元の役場からもなかなかいい答えが出てこないということでありまして。除染対象面積が1万ヘクタール程度という見込みになっておるわけですがけれども、この面積は当然1年でやれる面積ではない。それなりの期間がかかることが予想されます。草地の切りかえというのは1年のうちにやれる時期がありますから、この1万ヘクタールの除染、更新をする場合、想定していると思っておりますけれども、何年ぐらいかかるのか。そして、先ほど言ったとおり白地の区域の方々が持っている草地の更新に対して、県としてこれからどのように取り組んでいくのか、もしお考えがあったらお示ししたいと思っております。

○山田畜産課総括課長 2点の質問があったと思っておりますけれども、最初の除染が必要な面積が1万ヘクタールぐらいあるが、どれぐらいかかるかということですが、除染の方法としては今二つの方法を考えております。一つは、プラウで30センチくらいまで起こして上と下の土を入れかえる、反転をしてロータリーをかけて種をまいて草地に戻していくという方法、それから二つ目はロータリーで攪拌をして土壌中に放射性セシウムをすき込んで濃度を中和するとともに、先ほど実証事業でカリウムとかのお話をしましたけれども、牧草が放射性物質を吸収しない形で除染するという二つの方法がありますけれども、最初のプラウについては機械がないとできません。大きなプラウを持っている農家は限られておりますので、県の農業公社を事業主体にしておりますけれども、県の農業公社と、それから北海道の農業公社の応援も受けて、あとは地元でプラウを持っている方、それから公社等でプラウを持っているところの応援ももらって、プラウ耕をしなければならぬ面積は1,000ヘクタール以下だととらえておりますけれども、何とか1年で頑張りたいと思っております。

それから、それ以外の300ベクレルで区分しておりますが、ロータリーをかける部分についてですがけれども、ロータリーは生産者の方もまず酪農家の方であればほとんど持っているらしいですし、田んぼを持っている方であればある程度大型の機械でなければなりません。そういう方々の応援もかりて、何年というめどは立てられませんけど、なるべく早い期間で除染が終わるように取り組んでいきたいと思っております。

今回この図面で白地になった農家の方については基本的に牧草は使えると考えておりましたので、今のところその方々が草地を更新することに対しては通常の補助事業で、これは県単の事業もありますし、国の公共事業もありますけれども、そういうもので補助という形で対応させていただきたいと考えております。

○大宮惇幸委員 草地は一回草地にすればいつまでも使えるというものではないのです。ある程度更新の時期があつて、何十年と使っていると雑草に負けてしまつて、牧草ではな

くなってしまうのです。やはりほ場というのはある程度5年ないし七、八年で切りかえていかなければならないのです。そういう一般的な補助事業はあるということですが、それには県のかさ上げもありますよね。ないですか。

○山田畜産課総括課長 現在実施しています補助事業について、まず国の事業は大体2分の1ないし55%補助ということですが、これに対する県のかさ上げは行っておりません。それから、県単の事業については2分の1補助という形で進めており、何人かのグループをつくっていただいて、一定程度の面積にまとまりを持って取り組んでいただいております。

○千葉伝委員 今、大宮委員からお話があったことにも関連するわけですが、押しなべて県南部が一応は対象の区域になっており、白地の部分については許容基準値以下で、今までどおり給与することですが、例えば盛岡市の玉山区とか一戸町、こういう飛び地みたいなところが放射能の飛散の仕方がいろいろとあるのか、結果として出ていると思います。私の周辺では、葛巻町とか、岩手町とか境界に近い人も含めて、おれたち本当に大丈夫かなと、物すごい懸念が出ているところもあります。しからば、今後の対応という話になって、いずれこれからの牧草もありますし、デントコーン、飼料作物をつくっていく際に、結局きちっとした検査の結果で大丈夫よと繰り返してやらないと。例えば牧草であっても一番草から3番、4番まで出てくるわけですが、そのあたりの検査にどこまで対応できるのか教えてください。

それから、農協団体についての話で、いろいろと粗飼料の確保なり情報の提供を、それぞれ県も要請とかを共同してやるという話ですが、団体に加入していない畜産農家、法人も含めてまだまだあるわけですので、そういったところに対しても同様にやる必要があると思いますが、この事業とか何かで対応してもらえるのかどうか確認です。

今回対象になったところの切りかえにあたり、乳用牛は3月15日までにということで、4月1日に向けては2週間の余裕を持っているのですが、これは恐らく牛乳の関係で早目に切りかえるということでしょうし、乳用牛以外については3月31日からだめよという決め方なわけですが、切りかえて食べられなくなった分の経費がこれから当然算定されてはくと思いますが、例えば牧草地1万ヘクタールの除染をして、今後それ以外にももちろん出てくるとは思います。今後の損害賠償額がどの程度になりそうか、農業団体、JAとかを含めて概算的なものがあるとしたら教えてください。

○山田畜産課総括課長 1点目のこれからの飼料の検査についてですが、これは全県を対象にして、今特に酪農なり肉用牛の繁殖については、出荷するときにその農家に給与している飼料を検査していくと。酪農家は1,200戸ありましたが、そのとき給与していたものをすべて検査して、100ベクレルを超えていないものについてはそのまま給与していくし、100ベクレルを超えた方については、たとえ白地の地域にあっても利用自粛をお願いしますので、先ほどの代替飼料の対象だとか、損害賠償の対象にもなるという形でフォローをしていきたいと考えております。

それから、トウモロコシとか、春になってから生産を始める飼料につきましては、平成24年度になってから、やはり一たんすべて利用自粛をお願いして、生産物ができた時点で検査をして、許容値以下であれば利用自粛を解除していくという取り組みをしてまいります。

それから、2点目の粗飼料の確保対策についてでありますけれども、これについてはいわゆる系統と言われております全農系以外の全酪連系の方とか、開拓連系の方とか、それから肉牛生産連系の方とかいろいろ全国団体がございしますが、そういう全国団体に加入されている方については全国団体が代替飼料を供給することができる仕組みになっております。これは、平成24年度以降も継続する方向で国に検討していただいておりますし、県からも継続していただくよう要望をしているところでございます。

それから、損害賠償等の話でございますけれども、食べられなくなった飼料についても当然損害賠償の対象として、全国農業協同組合中央会が東京電力に請求をしていくと聞いておりますけれども、今のところどれぐらいの数字になるかという試算はしておりませんので、申しわけありません。

○千葉伝委員 ありがとうございます。出荷時点で肉に含まれる分の基準が厳しくなったということは理解していて、ちょっと私が聞いたかったのは、肉に出てくるおそれがあるとなれば食わせる飼料の検査もやる必要があるのではないかなと。かなり心配があるのであれば、最初から食わせないとか、そういった対応もできるかもしれません。それが一つです。

あとえさは一般的には自給飼料として、自分のところの採草地等からの分は今のお話になります。購入飼料に含まれる分とかも心配されるのですが、それについては特に県の対策はないのですか。

○山田畜産課総括課長 食べさせるものの検査ということでございますけれども、今は出荷をするときに牛が食べたえさを検査して体の中に残っている放射性セシウムの量を推定して、それが100ベクレルを超えそうな場合は出荷をしないようお願いして、集中管理施設等で放射性物質を含まないえさで飼育直しをしていただくという考え方で検査を実施しております。当然牧草については安全なものを食べさせておりますけれども、牛肉中に出てこない状態になるまで飼育直しをしていただいて、そこをクリアさせていただきたいと考えております。

また、今回の地図で白い地域の牧草についても採草地の検査を実施して行って、安全性を確認していこうと考えております。

それから、購入粗飼料についてですけれども、外国から入ってくるものは基本的には安全だろうと考えておりますが、放射性物質を含んでいないかどうか怪しいものについては、例えば他県産のものは大体その県で検査をしてから流通させていただいておりますので、情報交換をしながら確認をしていきたいと思っております。

○千葉伝委員 私がちょっと聞いているところで、粗飼料の確保で、自給で難しい場合は、

外国あるいは北海道からの購入飼料でこれまで対応している人もいます。切りかえて必要量は確保すると。外国からの購入飼料の場合、船とかコンテナで港に来るけれども、その先がいろいろと面倒だと。コンテナからおろしたり、量をきちっと分けて持ってくるとか、そういったあたりでなかなか難しいとか、経費がかかるとか、いろいろな話を聞いていました。当然個人で輸入する人はいないと思いますので、そういったところへの対応とか、経費とかいろいろともしかすると出てくるかもしれません。そういったことも頭に入れて判断していただきたいし、いずれにしても岩手の畜産を考えて、国あるいは東京電力に対しての要求を含めて、もっともっと安全に向けてしっかりと対応していただきたいと、これは要望です。

○高田一郎委員 新しい基準に基づく利用自粛だと思うのですが、先ほどの説明で平均値を超えたところという話がありました。一つの自治体で何カ所か調査をして、超えない地域と超えた地域があって、その平均だということなのです。市町村合併してかなり広大な地域になっているのですけれども、その平均を超えた地域と超えない地域の区分はどの程度になっていますか。

○山田畜産課総括課長 平均値というのは、個別の農家の牧草を調べておりますけれども、それを市町村ごとに平均したもので地域割りをしております。これは市町村と協議して、調査した農家をプロットしていくと旧市町村単位で地域割りできる場合がありますので、そのように地域を区切って今回の要請をしております。それが今回新たに加わった、括弧書きで地区名が書いてあるところで、そういう形で対応しているところでございます。

○高田一郎委員 ちょっとよくわからなかったのですけれども、つまり、例えば一関市で言えば旧市町村単位があるわけですがけれども、それぞれの地域で全部調査をして、100ベクレルを超えない地域と超えた地域があって、トータルで平均して100ベクレルを超えた場合は出荷の自粛を要請すると、そういう考え方なのですか。

○山田畜産課総括課長 先ほどもちょっとお話しましたがけれども、酪農家についてはすべて調査をして、100ベクレルを超えたか超えないか判断をしております。これは個別に判断していくと。それから、肉用牛繁殖農家はまだ出荷されてない方がたくさんいますので、その方をどうするかというときに、市町村でかなりの件数を調査していますので、その結果をもって平均100ベクレル以上の場合は、その地域については100ベクレルを超えるおそれが高いということで、自粛をお願いしていくという考え方をしております。相当プロットの数が多くなって、今県内トータルで2,000件ぐらい調査しておりますので、地図に置くと大体の地域の状況はわかりますので、その場合は旧市町村単位で区分けすることにしております。

○高田一郎委員 その点はわかりました。それで、代替飼料は現物支給ということですから、農家負担はないと思うのですが、代替飼料が確実に確保できるかという見通しについてお伺いしたいのと、利用できなくなった牧草の処分や除染については、県単独事業による支援とありますけれども、農家負担が出てくるのかどうかについてお伺いしたいと思

ます。

○山田畜産課総括課長 代替飼料の確保については、北海道、九州からどれだけ提供できるのか国から情報がありますし、外国輸入の粗飼料についても十分確保できるめどが立っていると話を伺っております。

それから、処分の費用については、今年度から実施しておりますけれども、10分の10で県が措置しておりますので、国の予算も使いながら生産者の負担はない形で進めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 では、利用できなくなった牧草の処分についても、これから行われようとする牧草の除染についても農家負担はなしで対応できるということですね、それはわかりました。

それと反転耕が1,000ヘクタール、残りは攪拌耕というお話をされましたが、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんので、最後にお伺いしますが、この反転耕にする基準とございますか、いわゆる放射性セシウムが幾ら以上なら反転耕だとか多分あると思うのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、畜産農家の中には既に独自で反転耕を実施している農家もいるわけですが、そういう方々に対しては県としてどのような対応をされるのかお聞きしたいと思います。

○山田畜産課総括課長 除染の考え方ですけれども、反転耕の場合は土壌中の放射性セシウムが、ひっくり返すことによって表面から15センチの範囲に5%しか残らないと言われておりますので、県としては、300ベクレル以上の牧草が出た草地については原則反転耕を実施していくと。

ロータリーは、表面を同じようにすき込みますので、土壌中の半分ぐらいに除染効果があるとされておりまして。土壌から吸着されない状態で入っている部分もかなり多くなりますので、300ベクレル以下の牧草が出た草地については原則ロータリー耕を実施していくと。ただ、それによって石が出るとか、表土が浅いとか、いろいろな条件がありますので、それらは農家の方と相談しながら取り組んでいきたいと考えております。

それから、既に独自にやってしまった方については損害賠償の対象となりますので、そちらをお勧めするという形になります。ただ、これから独自にやりたいという方は県の事業に組み込んで、農業公社からの委託を受ける形で事業に参加できる道がありますので、待ってられないとか、早く自分でやりたいという方については、農業公社と相談して、そのスキームの中で動くことを考えていただきたいと思います。

○高田一郎委員 今独自に反転耕をした方は損害賠償の対象となるという話でしたが、これは今の損害賠償の中間指針で対象になっているのですか。

○山田畜産課総括課長 中間指針には入っていないかもしれませんが、国と東京電力の話では除染経費は対象になると聞いております。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。